

令和 7 年 3 月 1 7 日

苫小牧市議会
議長 藤 田 広 美 様

実 務 者 会 議
座長 岩 田 薫

実務者会議協議事項の報告について

令和 7 年 1 月 1 5 日、同年 2 月 1 9 日及び同年 3 月 1 1 日に実務者会議を開催し、下記のとおり協議いたしましたので、報告いたします。

記

1 タブレットの更新及びそれに伴う費用等の取扱いについて

5 月 1 日以降、タブレットの契約業者がソフトバンクに変更。

データ使用上限が 1 か月当たり 2 0 ギガバイトに決定。

通信量が 2 0 ギガバイトを超過した場合における費用負担は、議員が私費で負担すること、また、災害時の対応などやむを得ない事由により議長が必要と認めた場合は公費での負担を可能とすることを決定。

使用状況については、残り 0. 2 ギガバイト及び 2 0 ギガバイトに到達時点において、利用端末にメールにて通知があるが、併せて各自が毎月のデータ通信量を確認できるアプリを更新後のタブレットにあらかじめ配信。

費用及びリース対象機器等は、2 ページを参照。

セキュリティ強化のため、アプリの取得方法が一部変更（3 ページ参照）。

これらの変更点を踏まえ、苫小牧市議会タブレットの使用ガイドラインを改正（4 ページから 7 ページ参照）。

2 市長部局のオンラインでの委員会参加について

他自治体の運用状況や現実的に運用がほぼ想定されないこと、さらには市側は代理の利かない議員とは異なり、代わりの者が答弁できることから、対面での参加を望んでおり、市長部局のオンライン参加はあくまでも市側の申出により実施されるものであることなどを踏まえ、現時点で導入を結論づけることは難しいことを確認。

タブレットの更新について

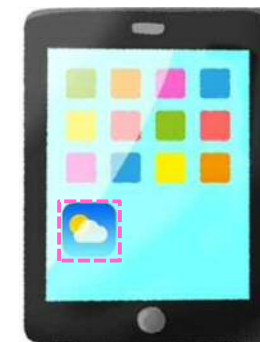
	現在	更新後 (R7.5.1～)
通信キャリア	N T T ドコモ	ソフトバンク
契約データ プラン	無制限	20GB／月 (残り0.2GB、上限到達時に通知あり。データ量を追加購入<110円/1GB>する場合は事務局へ連絡)
議員負担額 (月額)	2,400円	1,700円 (Microsoft365、ケース付きキーボード、マウスのリース費用込み)
アプリの 取得方法	 App Store 各自でインストール	 アプリカタログ <u>アプリを追加する場合は、管理者の操作が必要なため、事務局へ連絡してください。</u>

アプリのインストール方法【イメージ図】

現
行



インストール



※各端末にAppleIDが付与されているため、
各自でインストール・アップデートが可能

更
新
後



議員から連絡



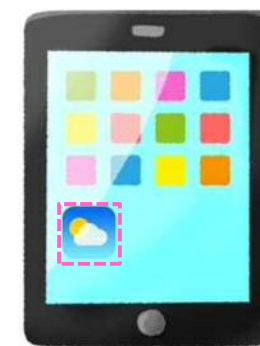
議会事務局



配信操作



インストール



※平日の勤務時間内で受付

※管理者のみにAppleIDが付与。
管理者が配信操作後、
各自でインストール・アップデートが可能

※配信操作は各端末毎に行うため、アプリのインストール状況は**非公開**

苫小牧市議会タブレット使用ガイドライン新旧対照表（案）

新	旧	備 考
苫小牧市議会タブレット<u>端末等</u>使用ガイドライン （趣旨） 第1条 このガイドラインは、苫小牧市議会の本会議、委員会その他の会議（以下「会議」という。）におけるタブレット<u>端末等</u>の使用に関し必要な事項を定めるものとする。 （用語の意義） 第2条 このガイドラインにおいて「タブレット<u>端末等</u>」とは、議会運営の効率化及び議会改革の推進を目的として苫小牧市議会が構築するペーパーレスによるICT会議システムを使用するため、苫小牧市議会議員及び議長が指定する議会事務局職員（以下「使用者」という。）に貸与するタブレット端末<u>及びその付属品</u>をいう。 （タブレット<u>端末等</u>の管理） 第3条 使用者は、貸与されたタブレット<u>端末等</u>を善良な管理者として適切に管理するものとする。 2 使用者は、会議にはタブレット<u>端末</u>を持参するものとする。ただし、機器の故障、その他やむを得ない事情があると認められる場合で、議事の進行に影響がないときは、この限りではない。 3 使用者は、議会事務局等との円滑かつ迅速な情報伝達のために、庁外においても可能な限りタブレット<u>端末</u>を携帯し、受信を確認するものとする。 4 使用者は、タブレット<u>端末等</u>を他人に貸与し、または譲渡し	苫小牧市議会タブレット_____使用ガイドライン （趣旨） 第1条 このガイドラインは、苫小牧市議会の本会議、委員会その他の会議（以下「会議」という。）におけるタブレット_____の使用に関し必要な事項を定めるものとする。 （用語の意義） 第2条 このガイドラインにおいて「タブレット_____」とは、議会運営の効率化及び議会改革の推進を目的として苫小牧市議会が構築するペーパーレスによるICT会議システムを使用するため、苫小牧市議会議員及び議長が指定する議会事務局職員（以下「使用者」という。）に貸与するタブレット端末_____をいう。 （タブレット_____の管理） 第3条 使用者は、貸与されたタブレット_____を善良な管理者として適切に管理するものとする。 2 使用者は、会議にはタブレット_____を持参するものとする。ただし、機器の故障、その他やむを得ない事情があると認められる場合で、議事の進行に影響がないときは、この限りではない。 3 使用者は、議会事務局等との円滑かつ迅速な情報伝達のために、庁外においても可能な限りタブレット_____を携帯し、受信を確認するものとする。 4 使用者は、タブレット_____を他人に貸与し、または譲渡し	ケース付キーボード・マウスの付属品を併せて貸与するため、「タブレット端末等」と整理するため 「端末」のみを指す場合は、「端末」と表記

苫小牧市議会タブレット使用ガイドライン新旧対照表（案）

てはならない。 5 使用者は、タブレット<u>端末等</u>の使用権限がなくなったときは、速やかに使用者固有のデータを削除し、タブレット<u>端末等</u>を返却しなければならない。 （タブレット<u>端末等</u>の使用制限） 第4条 使用者は、タブレット<u>端末</u>を使用するときは、パスワードを設定するものとし、パスワードの管理は、使用者が適正に行わなければならない。 2 使用者は、<u>新たにタブレット端末にアプリケーションソフトウェア（以下「アプリ」という。）を追加しようとするときは、議会事務局へ連絡することとする。この場合において、アプリの追加は自らの責任において行うものとする。</u> 3 使用者は、会議にタブレット<u>端末等</u>を持ち込み使用する場合は、無音状態とし、当該会議の目的以外に使用してはならない。 4 使用者は、タブレット<u>端末等</u>（<u>アプリ</u>を含む。）の改造及び交換を行ってはならない。 5 使用者は、タブレット<u>端末</u>により得られた情報のうち、個人情報その他市議会及び市において公開されていない情報を開示してはならない。 6 《略》 （遵守事項） 第5条 《略》	てはならない。 5 使用者は、タブレット_____の使用権限がなくなったときは、速やかに使用者固有のデータを削除し、タブレット_____を返却しなければならない。 （タブレット_____の使用制限） 第4条 使用者は、タブレット_____を使用するときは、パスワードを設定するものとし、パスワードの管理は、使用者が適正に行わなければならない。 2 使用者は、<u>アプリケーションソフトの追加（導入）においては、自らの責任において行うものとする。この場合において、追加（導入）したアプリケーションソフトの負荷により、タブレットにおける会議同期システム及び通信システムの動作に影響が出ないようにしなければならない。</u> 3 使用者は、会議にタブレット_____を持ち込み使用する場合は、無音状態とし、当該会議の目的以外に使用してはならない。 4 使用者は、タブレット_____（<u>ソフト</u>を含む。）の改造及び交換を行ってはならない。 5 使用者は、タブレット_____により得られた情報のうち、個人情報その他市議会及び市において公開されていない情報を開示してはならない。 6 《略》 （遵守事項） 第5条 《略》	アプリのインストール方法変更のため。 文言整理
--	---	---------------------------------------

苫小牧市議会タブレット使用ガイドライン新旧対照表（案）

（事故等のあった場合の責任と対応措置） 第6条 使用者は、タブレット<u>端末等</u>の盗難・紛失等の事故が生じた場合は、直ちに議会事務局またはあらかじめ指定された緊急連絡先に報告しなければならない。 2 タブレット<u>端末等</u>の盗難及び紛失による個人情報の漏えい等の事故の責任は、当該使用者個人において誠実に対応するものとする。 3 使用者は、タブレット<u>端末等</u>を損傷し、または紛失した場合は、当該使用者がその修理等に係る経費を負担するものとする。ただし、使用者の責めに帰することができない事由によることが明らかなきときは、この限りでない。 （費用負担） 第7条 <u>苫小牧市議会議員</u>は、別表<u>に</u>定めるところにより、<u>タブレット端末等</u>の使用について発生する通信費等<u>を</u>負担するものとする。 （その他） 第8条 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は議長が決定するものとする。 附則 このガイドラインは、令和3年5月24日から実施する。 附則 このガイドラインは、令和5年9月1日から実施する。 <u>附則</u> <u>このガイドラインは、令和7年5月1日から実施する。</u>	（事故等のあった場合の責任と対応措置） 第6条 使用者は、タブレット_____の盗難・紛失等の事故が生じた場合は、直ちに議会事務局またはあらかじめ指定された緊急連絡先に報告しなければならない。 2 タブレット_____の盗難及び紛失による個人情報の漏えい等の事故の責任は、当該使用者個人において誠実に対応するものとする。 3 使用者は、タブレット_____を損傷し、または紛失した場合は、当該使用者がその修理等に係る経費を負担するものとする。ただし、使用者の責めに帰することができない事由によることが明らかなきときは、この限りでない。 （費用負担） 第7条 使用者_____は、別表<u>の</u>定めるところにより、<u>その機器</u>_____の使用について発生する通信費等<u>の一部</u>を負担するものとする。 （その他） 第8条 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は議長が決定するものとする。 附則 このガイドラインは、令和3年5月24日から実施する。 附則 このガイドラインは、令和5年9月1日から実施する。 <u>（新設）</u> _____	文言整理
---	--	-------------

苫小牧市議会タブレット使用ガイドライン新旧対照表（案）

【別表（第7条関係）】 費用負担		【別表（第7条関係）】 費用負担		文言整理及び基本使用料を超えるデータ通信費の取扱いについて追加
<u>対象となる費用</u>	<u>費用負担</u>	<u>データ通信量</u>	<u>1カ月30GB（29GBになればメール有）</u>	
<u>基本使用料</u>	<u>毎月の使用に対する費用を、公費負担2分の1並びに政務活動費及び私費それぞれ4分の1の負担割合として負担するものとする。</u>	<u>通信費用負担割合</u>	<u>1カ月、公費2分の1、政務活動費・私費それぞれ4分の1ずつの負担</u>	
<u>データ通信費</u>	<u>1カ月のデータ通信量20GBを超える分の費用を、私費で負担するものとする。ただし、災害、タブレット端末の不具合その他やむを得ない事由があり、議長が必要と認めた場合は、この限りではない。</u>			